

埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊
漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第9条各項又は第10条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用する漁具・漁法は、さ手網、うけ、四つ手網、投網、置ばり、あゆめがねかけ漁法及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1.5m以下
うけ	口径30cm以下
四つ手網	長辺3m以下
投網	円周20m以下
釣り	道糸2本以内

3 日没から日の出までは、投網を使用して遊漁をしてはならない。

4 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	組合で定めて公表した日から 1 2 月 3 1 日まで
ます類	3 月 1 日から 9 月 3 0 日まで ただし、にじますは 1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、う なぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、 なまず	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日ま で

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（深谷市永田、六堰上流 1 0 0 m から下流 2 0 0 m までの区域）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
星川（熊谷市鎌倉町、せいけい園の流れ出しから 熊谷市筑波、清水橋までの区域）	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(保護水面における制限)

第 6 条 水産資源保護法（昭和 2 6 年法律第 3 1 3 号）第 1 8 条第 1 項（保護水面の指定）の規定に基づく次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（寄居町末野、玉淀ダム上流端から寄居町寄居、正喜橋下流端までの区域）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 まで

2 あゆについては、前項の規定にかかわらず、1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで
は、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第 7 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（寄居町寄居、正喜橋下流端から東武東上線鉄 橋までの区域）	1 月 1 日か ら 1 2 月 3 1

荒川（熊谷市川原明戸、御正堰用水横断管渠から下流 7 5 0 m までの区域）	日まで
荒川（熊谷市榎町、荒川大橋上流 5 0 0 m から下流 1 1 0 0 m までの区域）	
星川（行田市斎条、斎条堰から天籟橋までの区域）	
小山川（深谷市岡、砂田橋から橋南堰下流 1 0 0 m までの区域）	
小山川（深谷市高島、新明橋上流 1 0 0 m から下流 4 0 0 m までの区域）	
福川（熊谷市葛和田、落合橋下流の標識から下流 5 0 0 m までの区域）	
切れ所沼（熊谷市小泉）	4 月 1 日から 7 月 3 1 日まで
荒川（寄居町寄居、東武東上線鉄橋から深谷市黒田、関越自動車道橋下流端までの区域）	

（全長制限）

第 8 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	1 5 センチメートル
こ い	1 8 センチメートル
うなぎ	2 6 センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第 9 条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の 1 年とは 3 月 1 日から翌年 2 月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、うけ、四つ手網、投網、置ばり、あゆめがねかけ漁法、釣り	1 年	9, 0 0 0
			1 日	2, 6 0 0
		釣り	1 日	2, 1 0 0

				現 2,600
ます類券	全魚種。ただし、 あゆを除く。	釣り	1 年	6,000
			1 日	1,000
乙 種	全魚種。ただし、 あゆ、ます類を 除く。	釣り（リール釣りを 除く）	1 年	3,500
			1 日	500

- 2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第10条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚 種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1 年	6,000

- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- （2）承認期間
- （3）遊漁承認証名
- （4）発行者名
- （5）その他参考になるべき事項

- 2 遊漁承認証の交付は、第9条第1項及び第10条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。